

中津市軟式野球連盟登録チームの皆様へ

◎運営上の確認事項の徹底をお願いいたします。

①チームの選手登録(異動)について問い合わせがありましたので以下の規定をご確認ください。

・全日本軟式野球連盟規定(競技者必携) 第10条第4項

チームは、選手等に移動が生じた時は、支部にその旨届け出なければならない。ただし、その年度は、他のチームに登録することはできない。

※ただし中津支部では、移動する選手が所属するチームの同意が得られる場合にかぎり他チームへの登録を許可する場合があります。

②野球場の試合後の清掃ができていないチームが見受けられます。

※野球を楽しむスポーツマンとして、試合日の最終試合でなくとも、試合終了時にはベンチ及び通路の清掃を必ず行ってください。

・中津市体育施設の運営及び管理に関する規則

第8条 体育施設の利用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 体育施設の秩序、安全及び清潔を保つこと。
- (2) 施設又はその附属設備を滅失し、損傷し、又は汚損しないこと。